

ID: 298

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	利用カードの交付		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立図書館条例施行規則 第11条第2項		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第24号		
【根拠条文】 (館外利用の登録) 第11条 資料を館外で利用しようとする者は、図書館利用カード（新規申込・変更・再交付）届出書（以下「利用カード届出書」という。）（別記様式第3号）を館長に提出し、その登録を受けなければならない。 2 館長は、前項の登録をしたときは、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を1人につき1枚交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日